ロ	２級合格後５年未満の者		高等学校・中等教育学校卒業者、専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後９年以上	卒業後10年６月以上
			その他の者	14年以上	
ハ	技能検定合格者			10年以上	
ニ	高等学校・中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）			卒業後８年以上の実務経験（その実務経験に指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ、５年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む）	
ホ	専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者	２級合格者	合格後３年以上の者	合格後３年以上	
			合格後３年未満の者	短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校卒業者（「専門士」に限る）	イの区分	卒業後７年以上
				高等学校・中等教育学校卒業者、専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後７年以上	卒業後８年６月以上
				その他の者	12年以上	
		高等学校・中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）		卒業後８年以上	卒業後９年６月以上	
		その他の者		13年以上	

注１）指定学科　施工技術検定規則（以下「規則」という。）第２条に定める学科をいう。（以下同じ。）

注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。（以下同じ。）

注３）大臣認定者　大学若しくは短期大学と同等以上の学歴又は資格を有すると認定された者は、試験実施機関が作成する「受験の手引」を参照のこと。

注４）技能検定合格者　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令第180号）による改正前の１級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む。）

注５）実務経験年数の算定基準日　上記区分イ、ロ、ハ、ニ、ホの受検資格の実務経験年数は、それぞれ１級学科試験の前日（平成30年９月１日（土））までで計算するものとする。

上記区分ロ、ホにおける２級合格者の実務経験起算日は当該試験の合格発表日とする。

注６）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハ、ニの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注７）専任の監理技術者による指導を受けた実務経験　建設業法第26条第３項の規定により専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験をいう。

注８）専任の主任技術者の実務経験　資格区分ホの２級合格後３年以上の者は、合格後１年以上の専任の主任技術者の実務経験が含まれていること。

注９）高等学校の指定学科以外卒業者　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規則（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規則（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規定（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者及び旧高等学校令（大正７年勅令第389号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校本科、旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による付属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業又は修了した者を含む。（以下同じ。）

注10）高等学校の卒業者　高等学校を卒業した者（上記区分ニを除く。）には、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者を含む。（以下同じ。）

注11）短期大学の卒業者　短期大学を卒業した者には、旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による検定に合格した者を含む。（以下同じ。）

⑵　２級管工事施工管理技術検定　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　学科及び実地同日試験

学歴又は資格	管工事施工に関する実務経験年数	
	指定学科の卒業者	指定学科以外の卒業者
大学卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後１年以上	卒業後１年６月以上
短期大学・高等専門学校卒業者・専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後２年以上	卒業後３年以上
高等学校卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後３年以上	卒業後４年６月以上
その他の者	８年以上	
技能検定合格者	４年以上	

注１）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）又は２級の「配管」に合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令第180号）による改正前の１級又は２級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む。）

注２）実務経験年数の算定基準日　上記イの実務経験年数は、２級学科及び実地同日試験の前日（平成30年11月17日（土））までで計算するものとする。

ロ　学科試験のみ　平成30年度中における年齢が17歳以上の者

⑶　１級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成29年度１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者